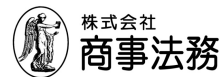


裁判例を通じて学ぶ 事業者のための製造物責任法の基礎と実務

セミナー番号:51230328



——現場での事故対応や訴訟対応を求められる実務担当者のために、実際に起きた事故に対して裁判所が現実に下した判断をベースにして、製造物責任法の具体的な運用ないしその解釈の在り方を解説。

主要講義項目

第1 製造物責任法の構造

- ・製造物責任法の趣旨・目的
- ・過失責任から欠陥責任へ（被害者保護の流れ）

・製造物責任の責任主体の範囲（表示製造業者、実質的製造業者等の認定）

第2 欠陥の判断基準

- ・欠陥の判断要素
- ・通常予見される使用形態と使用者の誤使用
- ・欠陥の判断基準時（引き渡した時期）と科学技術水準
- ・欠陥と製造物の特性
- ・欠陥と指示・警告上の表示
- ・欠陥に関するその他の判断要素

第4 開発危険の抗弁

第5 部品・原材料製造業者の抗弁

第6 事故発生後の対応

第7 消費者集団訴訟への実務対応

第3 製造物責任法の対象範囲

- ・製造物の範囲（自然産品、不動産等は含まれるか）

（講義時間：約3時間）

●講師紹介●

原戸稲男（はらと いなお） 弁護士（協和綜合法律事務所）



1992年弁護士登録。損害保険会社、製造販売業者、建設業者等の顧問、また、地方公共団体の登録弁護士として、不法行為法、国家賠償法、保険法等の民事分野を主に取り扱っており、これまで多数の製造物責任に関する損害賠償の訴訟案件のほか不当要求等のクレーム対応を含む交渉案件の受任経験がある。2010年には、大阪弁護士会民事介入暴力及び弁護士業務妨害対策委員会委員長を務めた。これまでに主に担当した事件の例としては、「茶のしずく石鹸」訴訟（事業者側、福岡地裁平成30年7月18日判決、大阪地裁平成31年3月29日判決等）、製造物責任法上、接着剤の「通常予想される使用形態」の解釈が争点となった訴訟（大阪高裁平成24年1月13日判決）等がある。

ご視聴の要領

◇本セミナーは【収録動画】配信です◇

《視聴方法》ご視聴可能期間開始までに、Eメールにて視聴URLと動画・資料等閲覧のパスワードをご連絡いたします（パスワードご連絡後は、視聴可能期間内であれば、いつでも、また何回でも繰り返しご視聴いただけます）。

- ご視聴可能期間：2023年3月28日（火）10時～2023年5月29日（月）17時
- お申し込み期限：2023年5月22日（月）17時まで
- 受講料（1名分）：33,000円（税込）——お申込み1口に対し、1名様の受講に限ります。

※お申込み方法等は、裏面をご覧ください。

講座開設の趣旨

- ◆本講座は、製造物の製造・販売に関わる事業者の法務部に配属された新任実務担当者を対象としています。
- ◆製造物責任法が施行されてから約20年超が経過し、これまでに多数の裁判例が蓄積されています。本講座では、現場での事故対応や訴訟対応を求められる実務担当者のために、実際に起きた事故に対して裁判所が現実にした判断をベースにして、製造物責任法の具体的な運用ないしその解釈の在り方を見ていきます。
- ◆現実の裁判では、事故をめぐる消費者対事業者(BtoC)の紛争や事象対事業者(BtoB)との間の紛争があるほか、BtoBにおいても、完成品製造業者対部品・原材料製造業者、製造委託先対製造委託元(販売者)の紛争など、同じ製造物事故でも異なるプレイヤーによって製造物責任法というツールの運用ないしその解釈の仕方には違いがあります。
- ◆このような現実の様々な利害対立を背景として示された裁判例において、現実が発生した事故がなぜ「事件」となったのか、いかなる場合に事業者が責任を負い、また、いかにして責任を免れることができたのかを、事業者の実務担当者の立場に立ちながら見ていきます。そして、事件化を避けるために必要なことは何だったのか、事件化してしまった後の実践的かつ戦略的な対応として何をなすべきかについてのアイデアないしヒントを探っていききたいと思います。

お申込要領・ご注意事項

- 本セミナーは、収録動画を配信してご視聴いただきます。必ずお申込前に、弊社HPの各セミナー案内画面（下記QRコードよりアクセスできます）上の「WEBセミナーの推奨環境・受講方法」、「WEB配信ご利用の注意事項」をご覧のうえ、「サンプル動画」にて視聴可能であることをご確認ください。
- 受講のお申込みは、下記QRコードのご案内画面からWEB上にてお申し込みいただくか、下記申込書に必要事項をご記入のうえFAX・郵便にてご送付ください。お申込みの受付後、請求書・振込用紙を郵送いたします。
- 受講料は、ご送付する請求書に従って、お振込み下さい。特にお申出のない限り、郵便局または銀行の受領証をもって領収証にかえさせていただきます。なお、「振込手数料」等は、ご負担くださいますようお願いいたします。
- 視聴URL・パスワードのご案内後や、講義資料等を別途郵送する旨をご案内しているセミナーについての講義資料等発送後は、キャンセルは一切お受けできません。ご送付する請求書に従ってお振込みください。
- ご記入の個人情報は、弊社の「個人情報保護方針」(<https://www.shojihomu.co.jp/p005>)に従って適切に取り扱います。
- 反社会的勢力と判明した場合には、セミナーの受講をお断りいたします。
- 講義内容等または主催者の都合により、受講資格を制限させていただき、受講のお申込みをお受けできない場合がございます。
- 新型コロナウイルス、インフルエンザ等の市中感染状況や感染症蔓延防止のための政府方針、また天変地異の発生等の諸事情によりセミナーの開催・配信を中止・延期する場合がございます。
- 申込先 〒103-0027 東京都中央区日本橋茅3-6-2（日本橋フロント3階）
株式会社商事法務ビジネス・ロー・スクール（URL：<https://www.shojihomu.co.jp/>）
電話：03（6262）6761（ダイヤルイン） Eメール：law-school@shojihomu.co.jp

本セミナーの
QRコード →



切り取らないでください

〈有料WEBセミナー〉受講申込書

株式会社 商事法務 行

申込日：西暦2022年 月 日

FAX. 03-6262-6802

●お申込欄中、※印の部分は必須でご記入願います。

講座名：『裁判例を通じて学ぶ 事業者のための製造物責任法の基礎と実務』（受講料：33,000円（税込）1名分）

※社名	※住所	(〒 -)	
※部署名：	※TEL.	- -	
業 種：	※受講者名	※受講者のEメールアドレス	社歴等(端数切上) 入社後 実務経験
			約 年 約 年
			今後のご案内の要否(注) 郵送希望 Eメール希望

(注) 本「受講申込書」ご記入の連絡先に、今後のセミナー案内等をすることを希望される方は、○で囲んで下さい。↑